令和８年度埼玉県海外出願支援事業
（海外出願補助金）２次公募要項

１．事業の目的

本事業は、特許や商標等の産業財産権を海外において戦略的に活用しようとする埼玉県内中小企業等を支援するために、公益財団法人埼玉県産業振興公社（以下、公社）が、経済産業省・関東経済産業局から交付される予算の範囲内で、海外出願にかかる経費の一部を助成することにより、県内中小企業等の海外市場への新たな参入や事業展開の促進、国際競争力の向上等を目的とするものです。

２．補助対象者

埼玉県内に本社または事業所等を有し、下記（１）～（９）のいずれにも該当する中小企業者等であって、外国特許庁に産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標、抜け駆け対策商標※1）の出願を予定している者。

（１） 以下（ア）～（ウ）のいずれかに該当する者。

（ア）中小企業支援法第２条第１項第１号から第３号までに規定する要件に該当する中小企業等
※「みなし大企業」は除く（次頁参考①、参考②を参照）。

（イ）（ア）により構成されるグループ（構成員のうち中小企業者が３分の２以上を占め、かつ中小企業者の利益となる事業を営むもの）

（ウ）地域団体商標に係る海外出願に限り、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動促進法第２条第２項に規定する特定非営利活動法人（NPO法人）

（２）先行技術調査等の結果からみて、海外での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと。

（３）海外出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。

（４）国内基礎出願と予定している外国特許庁への出願における出願人名義が同一（企業名）であること。

（５）申請時に、外国特許庁への出願を依頼する弁理士等の国内代理人（選任代理人）の協力が得られること、または出願手続を現地代理人等へ直接依頼する場合には、それと同等の書類を提出できること。

（６）採択された場合、特許庁が実施する「フォローアップ調査、ヒアリング等」（本事業完了後５年間）に協力し、回答すること。

（７）外国特許庁への出願にあたり、 審査請求が必要なものについては各国の特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行うこと。また、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること。ただし、やむを得ない理由により中間応答を行わず拒絶査定に至った場合は、その理由を事情説明書等により報告すること。

（８）実施要領別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項のいずれにも該当しないこと。

（９）経済産業省におけるＥＢＰＭ※2に関する取組に協力すること。

※1 抜け駆け商標：日本において既に出願又は登録済みの商標が、海外において第三者により無断で出願・登録された商標のこと

※2 ＥＢＰＭ（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していく EBPM の推進は、2017 年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

＜参考①＞みなし大企業

（ア）発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業者等 （イ）発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を複数の大企業が所有している中小企業者等 （ウ）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者等 （エ）資本金又は出資の総額が５億円以上の法人に直接又は間接に１００％の株式を保有される中小企業者等 （オ）間接補助金申請時において、確定している（申告済みの）直近過去３年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が１５億円を超える中小企業者等

＜参考②＞中小企業支援法第２条に規定する中小企業者

①製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業、その他の業種（②～⑥を除く）	資本金３億円以下又は従業員３００人以下
②卸売業	資本金１億円以下又は従業員１００人以下
③小売業	資本金５千万円以下又は従業員５０人以下
④サービス業	資本金５千万円以下又は従業員１００人以下
⑤ゴム製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	資本金３億円以下又は従業員９００人以下
⑥旅館業	資本金５千万円以下又は従業員２００人以下

３．対象となる出願

応募時に**既に日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠又は商標出願済みであり、採択後、令和９年１月末日までに優先権を主張して外国へ出願を行う予定の案件**（商標については優先権を主張しない案件も可）。

案件種別ごとの詳しい出願方法は以下のとおり。

＜特許・実用新案＞

・既に日本国特許庁に対して行った特許出願又は実用新案出願（日本に国内移行予定又は移行済みのＰＣＴ国際出願を含む）を、採択後に優先権を主張して外国特許庁に対して出願を行う案件。

・既に日本国特許庁に対して行った特許出願又は実用新案出願（日本に国内移行予定又は移行済みのＰＣＴ国際出願を含む）を優先権の基礎としてＰＣＴ国際出願を行い、当該出願について採択後に国内段階へ移行する案件。

・優先権の主張を伴わないＰＣＴ国際出願（ダイレクトＰＣＴ含む）であって、採択後に国内段階へ移行する案件。ただし、日本に国内移行予定又は移行済みのＰＣＴ国際出願に限る。

＜意匠＞

・既に日本国特許庁に対して行った意匠出願（日本を指定締約国に含めた出願済みのハーグ出願を含む）を、採択後に優先権を主張して外国特許庁に対して出願を行う案件。

・既に日本国特許庁に対して行った意匠出願（日本を指定締約国に含めた出願済みのハーグ出願を含む）を、採択後に優先権を主張してハーグ出願を行う案件。

・優先権の基礎となる日本国特許庁への意匠出願を伴わないハーグ出願を行う案件（日本を指定締約国に含めた出願済みのハーグ出願を含む）。ただし、ハーグ出願時に日本を指定締約国に含めるものに限る。

＜商標（抜け駆け対策商標）＞

・既に日本国特許庁に対して行った商標出願を、採択後に外国特許庁に対して出願を行う案件。ただし、優先権を主張しない場合は、別に定めた出願の範囲に限る。

・既に日本国特許庁に対して行った商標出願を、採択後にマドプロ出願（事後指定を含む）を行う案件。

【留意事項】

- 日本国特許庁に出願（基礎出願）のないものは、助成対象外です。
  ※ただし、特許・実用新案の場合は、日本に国内移行手続予定の PCT 国際出願（ダイレクト PCT 国際出願を含む）、および意匠の国内の基礎がないハーグ出願の場合は、出願時に日本国を指定するものに限り助成対象となります。
- 交付決定（採択）前に外国特許庁への出願が完了している案件は、助成対象外です。
- 既に日本国特許庁に出願済みの基礎出願には、PCT 国際出願を含むものとします。
- 本事業では、（独）工業所有権・情報研修館が実施する「INPIT 外国出願補助金」との同一案件（基礎出願番号および出願国が同一）の重複申請は認められません。（同一案件でなければ、それぞれの事業に申請することが可能です。）詳細は下記ウェブサイト等でご確認ください。
  https://www.inpit.go.jp/shien/gaikoku/index.html
- 本公募や本事業における各種申請（本応募申請書、交付要綱による交付申請書、実績報告書、各種届出等）について、その作成等を行政書士又は行政書士法人以外の者が、他人の依頼を受け報酬を得て代理することは行政書士法第 19 条により、行うことはできません。

４．補助率・上限額

（１） 補助率：補助対象経費の１／２（千円未満切捨て）。

（２） 各上限額は下表のとおりとする。

１企業に対する補助金の上限額		３００万円
１案件に対する補助金の上限額	特許出願	１５０万円
	実用新案登録出願	６０万円
	意匠登録出願	６０万円
	商標登録出願	６０万円
	抜け駆け対策商標出願	３０万円

- 案件の数え方の例は次のとおりです。
  ・A という国内基礎出願について、米国、欧州、中国の 3 カ国に出願する場合は、1 案件とします。
  ・B という国内基礎出願について、米国に出願し、さらに C という国内基礎出願について、同じく米国に出願する場合は、2 案件とします。
- 他の事業者等と共同で海外出願を行う場合には、申請者の持ち分比率に応じた額（かつ、補助対象者が負担した額の範囲内）を補助対象経費とします。
- 出願国において中小企業者等に対する出願費用等の減免制度がある場合はそれを利用してください。
- 採択された場合でも、事業予算の都合等によって補助金額が減額されることがあります。

5．補助対象経費

（1）交付決定日から令和９年１月末日までに発生し、当公社が定める実績報告書等の提出期限※3までに支払を行った経費のうち、下記に掲げるものを助成対象とする。

外国特許庁等への納付手数料	○出願国への出願手数料 （パリルート等で出願した当該外国の出願手数料） ○PCT 国際出願に係る各指定国への国内移行時の手数料 （日本国移行に係る費用は除く） ○WIPO（ハーグ・マドプロ出願の場合）への出願手数料 ○外国特許庁へ出願料と同時に支払うことができる費用 （審査請求料・優先権主張料・補正料・出願維持年金等）
代理人費用 (原則代理人は国内 1 か所、現地＜出願国＞1 か所)	○上記外国出願に係る国内代理人費用 ○同現地代理人費用 ○振込手数料・送金手数料及び振込みに要する費用 ○出願国の制度上、出願に必要であることが認められる経費 （公証人証明書申請費用、委任状作成費用、米国 IDS 作成費用等）
翻訳費用	○翻訳に要する費用 (外国出願に関する書類の翻訳のみが助成対象。現地代理人とのレター（メール）の翻訳、請求書の翻訳等、外国出願に直接必要としない書類の翻訳は対象外)

※3　実績報告書等の提出期限：事業完了※4後 30 日以内または令和９年２月１９日のいずれか早い日
※4　事業完了：外国出願手続後、国内代理人へ支払が完了した時点または出願番号が付与された時点

（２）「補助対象外」となる経費の例

・交付決定日以前に発生し、支払いをした費用（事前着手は不可）
・先行技術調査に係る費用
・本補助金の申請書に係る代理人費用
・国内消費税、海外での付加価値税やサービス税等
・一度外国特許庁に出願料を支払った後に、追加的に外国特許庁や国内外代理人に支払った費用（出願後の自発の補正・中間手続きにかかる経費、出願と同日の手続きではない審査請求料・登録料・維持年金・手数料など）
・PCT 国際出願のうち、国際段階の手数料
（国際出願手数料や取扱手数料、調査手数料・送付手数料、予備審査手数料）
・日本国特許庁に支払う印紙代
（優先権証明書発行手数料、マドプロ、ハーグの本国官庁手数料等）
・不用な仲介手数料（例：国内代理人が直接現地代理人に依頼せず、第３国等の代理人を経由して出願する場合、その第３国等の代理人の費用）

＊本表は一例を記載しております。確定時に精査し金額を決定いたします。

６．申請手続

（１）申請期間

令和８年９月９日（水）～９月３０日（水）

（２）申請方法

（ア）初期登録フォーム（https://forms.gle/GoPPp886enY4jccv6）より、申請者の基礎情報等を入力すること。

（イ）「（３）提出書類」で示す申請に必要な書類一式を、次の提出先まで電子メール（ファイル転送サービス可）で提出すること。

【提出先】
公益財団法人埼玉県産業振興公社 新産業振興部 イノベーション創出支援グループ
メール：chizai@saitama-j.or.jp

※様式第１－１（様式第１－２）「交付申請書」及び様式第１－１（様式第１－２）別紙「協力承諾書」は Word 形式で、その他のデータについては PDF 形式にて送付してください。

※提出書類は、基本的に「（３）提出書類」の書類番号に沿ってファイル名に番号を付してください。

※機密情報保護の観点から、電子データにはパスワードの設定を推奨します。

（ウ）電子補助金申請システム「jGrants（J グランツ）」での申請も可能だが、登録できるのは基礎情報のみとする。申請に必要な書類一式については、上記（イ）に示す方法により提出すること。

（３）提出書類

書類番号	申請書類	法人	個人事業者	事業協同組合	商工会議所等	NPO法人
1 (注１)	【様式第１－１】「交付申請書」 ※抜け駆け対策商標で申請の場合は【様式第１－２】 ※記入例：【特許・意匠】【商標】 公社 HP から様式ダウンロード可能	○	○	○	○	○
	【様式第１－１の別紙】「協力承諾書」 ※代理人（弁理士等）に出願手続等を依頼する場合 ※日付は交付申請書と同じかそれ以前としてください ※抜け駆け対策商標で申請の場合は【様式第１－２の別紙】 公社 HP から様式ダウンロード可能	○	○	○	○	○
	【様式第１－１の別添】「役員等名簿」 ※抜け駆け対策商標で申請の場合は【様式第１－２の別添】 公社 HP から様式ダウンロード可能	○	○	○	○	○
2	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し	○			○	○
	住民票（マイナンバー記載なしのもの）の写し		○			
	定款・組合員名簿			○		
3 (注２)	会社の事業概要	○				
	事業者の概要		○			
4 (注３)	直近２期分の決算書の写し（貸借対照表及び損益計算書等）	○		○	○	○
	直近２年分の確定申告書の控え等		○			
5 (注４)	外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類	○	○	○	○	○
6 (注５)	外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し	○	○	○	○	○
7	外国特許庁への出願に要する経費に関する「資金計画」 ※自己資金・借入金等を記載 ※記入例あり 公社 HP から様式ダウンロード可能	○	○	○	○	○
8 (注６)	先行技術調査等の結果	○	○	○	○	○

9	＜抜け駆け対策商標以外の場合＞ 出願する技術・創作等を活かした「製品等の参考資料」等 ＜抜け駆け対策商標の場合＞ 出願する商標を使用する「製品等の参考資料」	○	○	○	○	○
10	＜外国特許庁への出願が共同出願の場合のみ＞ 持分割合及び費用負担割合の明記がある「契約書等の写し」	△	△	△	△	△
11	＜賃上げ実施による加点希望企業等のみ＞ 【別紙１】「従業員への賃金引上げ計画の表明書」 公社 HP から様式ダウンロード可能 ※詳細は、後述の「「賃上げを実施する企業」に対する加点措置」を参照ください。	△	△	△	△	△
12	＜ワーク・ライフ・バランス推進による加点希望企業等のみ＞ 該当する「認定証等の写し」 ※詳細は本要項９頁「「ワーク・ライフ・バランスの取組を推進する企業」に対する加点措置」を参照ください。	△	△	△	△	△

（注１）○代理人（弁理士等）に外国特許庁への出願手続等を依頼しない場合には、「交付申請書」【様式第 1-1】もしくは【様式第 1-2】の「15．外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等（選任代理人）」欄に「選任代理人に依頼する場合と同等の書類を自らの責任で補助事業者あてに提出できる」旨の記載（宣誓）をもって、協力承諾書の提出は不要とする。

○「役員等名簿」については、様式第１の別添を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載すること。

（注２）事業概要が明記されているパンフレット（会社案内等）でも代用可能。

（注３）○創業１年以上２年未満の場合：

１期分の決算書に加え、預金残高証明（直近及び３か月前の２通）を併せて提出すること。

○創業１年未満の場合：

決算書に代えて、法人設立届出書／開業届、預金残高証明書（直近及び３か月前の２通）、事業計画書、収支計画書を提出すること。

（注４）出願日・出願番号・出願内容が確認できる書類（下表参照）

（ア）基礎出願の出願書類 （a）特許出願(日本国内の出願)：受領書、願書、明細書、特許請求の範囲、図面、要約 (PCT国際出願)：受領書、願書、明細書、請求の範囲、図面、要約 （b）実用新案登録出願：受領書、願書、明細書、実用新案登録請求の範囲、図面、要約 （c）意匠登録出願：受領書、願書、写真または図示的表現 （d）商標登録出願：受領書、願書　（登録になっている場合は商標登録証）
（イ）基礎出願が優先権主張を伴う場合、優先権主張の基礎となる出願の出願書類等
（ウ）基礎出願の応答書類：拒絶理由通知書、意見書、手続補正書 等
（エ）PCT国際出願について提出されたPCT第19条(1)の規定に基づく補正書、PCT第34条(2)の規定に基づく補正書

（注５）○現地代理人費用の支出予定先の明記が必要（翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記）。

○交付申請書の「９．間接補助金交付申請額（内訳）」における経費区分（外国特許庁への出願手数料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用）ごと及び出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否か分かるように記載すること。

○申請金額が補助上限額となる可能性があるため、為替レートについては変動を考慮して設定することをお勧めします。

○翻訳費用がある場合は、必ず費用の内訳（Word数×単価）を明記すること。

（注６）○調査結果に加え、調査種類（データベース名）、調査対象範囲（調査対象期間・検索式・抽出件数）、調査実施者（調査経験年数）等を明記すること。

○既に行った、調査会社による調査報告書の写し（調査期間を必ず記載）、Ｊ-ＰｌａｔＰａｔ（特許情報プラットフォーム）による検索結果の写し、ＰＣＴ国際出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し（商標登録出願の場合は除く）による代用が可能。

○調査結果により外国での登録が困難と判断される場合（PCT出願のISRで国際調査機関より「X」「Y」等の結果が出た場合等）は対応策について記載された書面、及びその対応策での登録可能性を説明する資料（追加の調査結果等）を添付すること。

○商標や意匠の場合、出願予定国に関する先行登録調査結果（国際機関や出願予定国等における無料データベースを用いた検索結果）を提出すること。

○優先権主張を伴わない外国特許庁への商標出願の場合、外国に出願予定の商標について、申請時に日本国内での先行登録調査の提出もすること（すでに登録査定の場合は登録証の写しで代用可）。

【ご注意】 本補助金では提出された申請書類をもとに採否を決定するため、特に下記項目については、具体的な内容を記入して申請されることお勧めします。

○書類１ 「交付申請書」【様式第1-1または1-2】 ・10 外国特許庁への出願の動機・目的 ・11 出願（予定）国における事業展開計画（出願（予定）国を選んだ理由も含む） ・13 出願の新規性、進歩性、創作性等（先行・類似調査の状況を含む。）
○それ以外の書類 ・書類５ 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 ・書類８ 先行技術調査等の結果 ・書類９ 出願する技術・創作等を活かした「製品等の参考資料」（抜け駆け対策商標以外の場合） 出願する商標を使用する「製品等の参考資料」（抜け駆け対策商標の場合）

7. 選考

当公社が設置する審査委員会において、申請書類に基づき採否を決定する。

※採否結果（交付決定通知）は、１１月上旬を予定しています。

※審査経過および審査内容等に関するお問合せには一切応じられません。

（１）選考基準

①先行技術調査等の結果から判断して、海外での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であるか
②海外で権利取得した場合に、当該権利を活用した事業展開を計画している又は抜け駆け対策商標出願に関し、外国における抜け駆け対策出願の意思を有している中小企業者等であるか
③海外出願に必要な資金能力及び資金計画、権利取得後の権利維持や事業展開等に必要な経営基盤を有しているか

（２） 加点措置

下記（ア）～（エ）のいずれかに該当する場合は、審査時に加点します。

本措置を希望する場合は、該当する「証明書類等」を申請時に提出※4してください。

（ア） 賃上げを実施する企業
（イ） ワーク・ライフ・バランスの取組を推進する企業
（ウ） 地域未来牽引企業に選定されている企業
（エ） 本補助金の新規申請者 ※平成 26 年度から令和７年度までの補助金採択者は対象外とする。

※4 （ア）、（イ）、（ウ）のみ

「賃上げを実施する企業」に対する加点措置

本補助事業では、賃上げを実施する企業に対して、審査上の加点措置を実施します。

○申請後の１事業年度又は１年（暦年）の期間において、給与総額（又は一人あたりの平均受給額）が、２．５％以上増加したかにより賃上げの判断をします。

○企業が加点措置を希望する場合は、「申請時提出書類」に加えて、別紙１「従業員への賃金引上げ計画の表明書」提出により受領とします。

○採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概況説明書（写し）」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（写し）」の提出が必要です。

○なお、前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士又は会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類と認められた書類等代える提出も可能です。

○賃上げが２．５パーセントに満たない場合は、「理由書」の提出が必要です。

○なお、賃上げ実績の確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。詳細は別紙１の「留意事項」を確認ください。

申請書類	様式
別紙１「従業員への賃金引上げ計画の表明書」	【別紙１】

「ワーク・ライフ・バランスの取組を推進する企業」に対する加点措置

本措置を希望する企業等は、下記（ア）～（オ）に該当する「認定書の写し等」を申請時に提出してください。

（ア）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）
（イ）女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト（女性の活躍推進企業データベース）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ） ※常用雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主に限る。
（ウ）次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定 （くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）
（エ）次世代育成支援対策推進法第 12 条に基づく行動計画を策定し、専用サイト（両立支援のひろば）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）※常用雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主に限る。
（オ）青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 （ユースエール認定）

８．本補助金に関する相談窓口

海外での事業展開を進めるためには、海外進出の目的・進出形態に応じた知的財産面でのリスクや必要な対策、出願の要否やメリット・デメリット・中間応答等の海外での権利化に至るまでの手続、費用対効果等を正しく認識することが重要です。本補助金の申請に関するご相談のほか、産業財産権の海外展開等への理解を深めるため、下記の相談窓口にご相談いただくことをお勧めします。

＜相談窓口【相談無料・秘密厳守】＞

INPIT 埼玉県知財総合支援窓口（運営主体：（公財） 埼玉県産業振興公社）

WEB： https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/saitama/

電 話： 048-621-7050

※予約の際、「海外出願補助金について相談したい」とお伝えください

【ご相談内容の例】

・海外展開における知財リスクや注意点

・出願（移行）国の選定

・外国出願の必要性や知財戦略

・本補助金の申請手続の助言

・本補助金の交付申請書の記載内容に関する助言

※当窓口の支援はあくまで「助言」であり、法的責任を負いません。
　最終的なご判断はご自身でお願いいたします。

※当窓口にご相談いただいたか否かについては審査に一切影響しません。

※申請書類の代理作成や、細かな添削・指導には一切応じられません。

９．その他の遵守事項等

（１）交付決定（採択）後について

- 弁理士などの選任代理人がいる場合には、交付決定（採択）されたことを必ず周知し、連絡のうえ交付決定日以降に連携して海外出願手続を進めてください。
- **交付決定後（採択）に申請した事業内容の変更や中止、海外出願自体の取下げ・放棄等は、原則として認められません。やむを得ない事情により、変更が生じる場合（出願国の変更、出願内容の補正等）及び、事業を中止・廃止、海外出願自体の取下げ・放棄等する場合には、必ず当公社まで事前連絡のうえ、様式第３「計画変更（等）承認申請書」を提出し、公社の承認を得る必要があります。**
- 採択された場合、「G ビズ ID」の取得有無を確認します。（G ビズ ID とは、「J-grants」などの電子補助金申請サービスを利用するためのアカウントです。取得がない場合は新たに取得をお願いします。）
- 補助金の交付を受ける中小企業者等については、その名称、所在地、交付の決定を受けた出願種別、採択日、交付決定日、法人番号、交付決定金額及び確定金額について公表させていただきます。

（２）実績報告について

- **海外出願が完了した場合には、指定期日である【事業完了後 30 日以内または令和９年２月１９日のいずれか】までにすみやかに公社へ実績報告を行う必要があります。**
- 上記の指定期日までに、「実績報告書」及び「外国特許庁へ出願したことを証明できる書類」や「経費の支出根拠となる証明書類」等を公社に提出していただきます。また経費の支出根拠となる書類等に不備が認められた場合には、補助金額の全額又は一部が対象外となることがあります。
- 実績報告の手順・方法については、別途交付決定後に対象者へメールでご案内いたします。（令和８年１１月以降を予定）

（３）補助金交付後について

- 補助金交付後においても海外出願の放棄・辞退等（例えば、拒絶理由通知に対する中間応答の断念）は、特段の事情がない限り認められません。やむを得ない事情により、万一、事業を中止または廃止、外国出願自体の取下げ・放棄等する場合には、あらかじめ当公社に事前連絡のうえ、様式第３「計画変更（等）承認申請書」を提出する必要があります。
- 補助金交付後５年間、海外出願した産業財産権に係る取得・活用状況等について、特許庁が実施する「フォローアップ調査・ヒアリング」に回答・協力いただきます。
- 上記の「フォローアップ調査」に回答していない場合、翌年度の本補助金には採択されません。
- 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助金交付後５年間保存ください。

（４）その他

- 申請時・事業実施期間中・事業報告提出時等に提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、審査、管理、確定、精算といった一連の業務遂行のために利用します。また、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証（ＥＢＰＭ）目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。上記を前提として、申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力に同意したものとみなします。

１０．主な事業スケジュール

申請期間	令和８年９月９日（水）～９月３０日（水）
審査委員会	令和８年１０月下旬～１１月上旬
補助金交付決定通知（結果通知）	令和８年１１月上旬
海外出願完了期限	令和８年１月末日
実績報告書類の提出期限	令和９年２月１９日（金）
補助金の確定・支払	令和９年３月末

１１．<参考> 本事業フローチャート

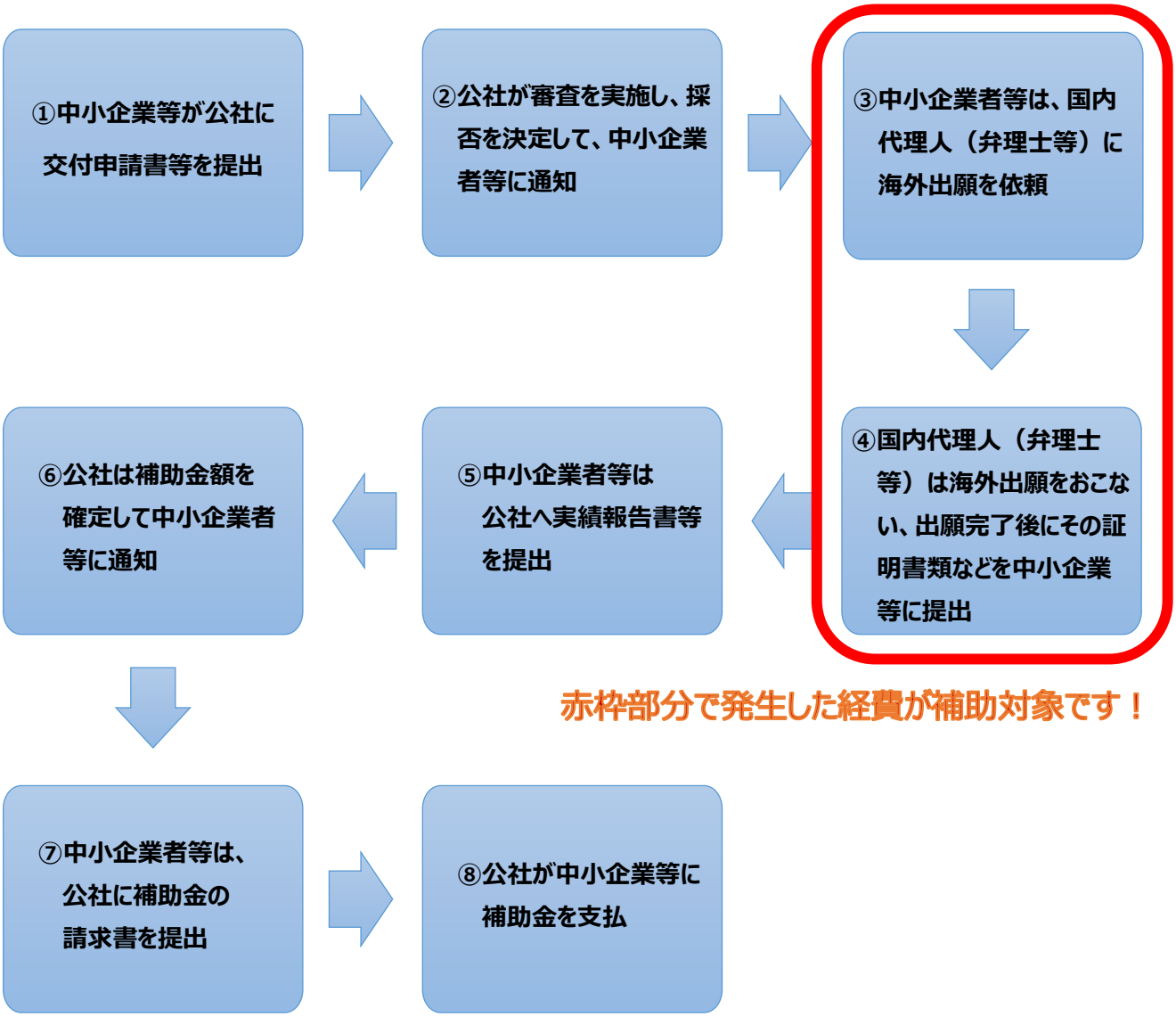

赤枠部分で発生した経費が補助対象です！